

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第32条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第32条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物の貯蔵及び取扱いについて、貯蔵し、又は取り扱う場所（屋外又は屋内）、タンクの種類等の貯蔵及び取扱形態に応じて条例第32条の2から第32条の8までに定める所定の措置を講じることが規定されたものである。